

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

- 1 地方自治法の改正に伴い、引用語句の改正を行うこととした。（第 2 条及び第 17 条の 5 関係）
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、引用条項の改正を行うこととした。（第 17 条の 5 関係）
- 3 この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

○佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）

- 1 新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置付けが 5 類感染症に改められたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例制度による手当を支給しないこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）

- 1 正当な理由なく、住居等その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所に当該状態にいる人の姿態をのぞき見する行為や撮影する行為等を禁止することとした。（第 3 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例及び佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）

- 1 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例及び佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）

- 1 ヨットハーバー浮棧橋を指定管理者に管理させることに伴い、その使用料を徴収しないこととした。（別表第 1 関係）
- 2 ジブクレーンを廃止したことに伴い、その使用料を徴収しないこととした。（別表第 1 関係）
- 3 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、2 については、公布の日から施行することとした。